○災害モニター制度運用要領の制定について

道本備第３７２５号
平成30年１月４日

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

道内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確な災害警備活動を行うため、新たに別添のとおり「災害モニター制度運用要領」を制定し、平成30年１月４日から実施することとしたので、所属職員に周知の上、適切かつ効果的な運用に努められたい。

別添

災害モニター制度運用要領

第１　目的

この要領は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、被害の発生及び異常な自然現象に関する情報（以下「災害情報」という。）を早期に把握するため、災害モニターの運用について必要な事項を定め、もって迅速かつ的確な災害警備活動に資することを目的とする。

第２　委嘱等

１　警察署長（以下「署長」という。）は、当該警察署管内の地域住民又は事業者であって、電話、ファクシミリ、電子メール等の方法により、災害情報を当該警察署に提供することに関し協力を得られる者を、災害モニターとして委嘱するものとする。

２　災害モニターの委嘱に当たっては、被害の発生が予想される危険箇所その他当該警察署管内の情勢を考慮するなど、災害警備活動が効果的に行われるよう努めるものとする。

３　災害モニターの委嘱は、委嘱状（別記第１号様式）を交付して行うものとする。

４　委嘱期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までの間（ただし、４月１日以降に災害モニターを新たに委嘱するときは、委嘱をした日から当該委嘱日以降最初の３月31日までの間）とし、再委嘱を妨げない。

第３　具体的な運用

１　災害モニターから災害情報を受理した警察署員（以下「署員」という。）は、直ちに当該警察署の警備課（係）長（執務時間外にあっては当直責任者。以下「警備幹部等」という。）に報告するものとする。

２　前事項により報告を受けた警備幹部等は、次に掲げる措置を講じ、関連情報の集約、分析を行うとともに被害の未然防止を図るものとする。

⑴　当該報告に係る現場に自ら臨場し、又は他の警察官を臨場させること。た

だし、明らかに臨場する必要がないと認められる場合を除く。

⑵　必要に応じて、市町村等の防災関係機関に対し、当該報告に係る災害情報を連絡すること。

第４　運用上の留意事項

署長は、災害モニターの運用に当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

⑴　災害モニターに対し、被害発生場所への臨場など、当該災害モニターに危険が及ぶおそれのある活動の要請は、絶対に行わないこと。

⑵　災害モニターに対しては、平素から災害情報の着眼点、収集要領及び伝達要領を周知するとともに、災害警備活動に対する理解の促進を図るほか、自らが災害の被害に遭うなどの危険な活動をすることがないよう、意識付けの徹底を図ること。

⑶　防災、防犯、交通等に係るボランティア、町内会の役員、退職警察職員、その他の警察業務協力者等を積極的に委嘱するなど、災害モニターの拡充を図ること。

⑷　署員に対し、本要領の周知を図るとともに、災害モニターからの災害情報の受理に齟齬（そご）を来さないよう指導、教養を行うこと。

⑸　災害モニターに係る個人情報は、北海道警察個人情報保護規程（平成18年警察本部訓令第10号）及び「個人情報の適正な取扱いについて」（平29．７．27道本総第1521号（各部合同））に基づき、適正に取り扱うこと。

第５　解嘱

署長は、委嘱期間の途中において災害モニターの辞退の申し出を受けるなど、災害モニターとして運用することができないと認めたときは、当該災害モニターを解嘱することができる。

第６　事例の報告

本要領に基づく効果的事例その他特異な取扱いがあった場合は、災害モニター取扱報告（別記第２号様式）により、警察本部警備課長（札幌方面以外の方面の警察署にあっては当該方面本部警備課長を経由。以下同じ。）に報告するものとする。

第７　災害モニターに対する賞揚

的確な災害警備活動に資する災害情報が提供されるなど、当該災害モニターに功労又は業績があると認められる場合は、北海道警察表彰等取扱規程（平成３年警察本部訓令第10号）に基づく表彰等の上申を行うものとする。

第８　報告等

１　署長は、毎年４月１日に災害モニター名簿（別記第３号様式。以下「名簿」という。）を作成し、警察本部警備課長に送付するものとする。

２　４月１日以降において新たに災害モニターを委嘱し、又は解嘱したときは、その都度名簿を作成し、前事項に準じて送付するものとする。

※　別記様式は省略